

認定液化石油ガス販売事業者制度の エンブレムの制定について

2019年3月6日

経済産業省 産業保安グループ^o

ガス安全室

認定液化石油ガス販売事業者制度のエンブレムについて

- 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律では、集中監視システムといった保安確保機器を積極的に導入し、一般消費者等への保安高度化に取り組む液化石油ガス販売事業者を認定する「認定液化石油ガス販売事業者制度」を規定。
- 当該制度では、保安確保機器の導入率及び管理方法に応じて、第1号認定液化石油ガス販売事業者（導入率：70%以上）、第2号認定液化石油ガス販売事業者（導入率：50%以上）を設定。
- 一方で、認定液化石油ガス販売事業者数は250者（2018年9月末時点、全体の1%）であり、当該制度をより普及させる観点から、一般消費者等向けに周知するエンブレムを作成。
- 2019年度4月から要望のある認定液化石油ガス販売事業者に配布予定（使用規約等、詳細は経済産業省HPに掲載予定）。



第一号認定
液化石油ガス販売事業者



第二号認定
液化石油ガス販売事業者

図 認定液化石油ガス販売事業者のエンブレム

＜エンブレムの由来・特徴＞

- ・中央に「LP」と記載することで、LPガスに関するエンブレムという印象を付与。
- ・「LP」の色は安全なガスの色を使用。
- ・周囲に通信が飛び交うイメージとして円を記載。
- ・円の色は第一号認定の通称である“ゴールド認定”をもとに設定。

※平成30年度石油・ガス供給等に係る保安対策調査等委託費（安全普及促進事業（ガス保安広報及び広報効果検証等））にて作成。

- 液化石油ガス法に基づく認定液化石油ガス販売事業者制度では、消費者の判断基準として、「保安サービスの質」を示すとともに、緊急時対応や点検頻度の緩和など、インセンティブ規制を措置。
- 液化石油ガス販売事業者（以下、販売事業者）は、集中監視システム導入率に応じて、**第一号（導入率70%以上）、第二号（導入率50%以上）**の認定を受けることができる。
- 第一号認定事業者は、追加要件を満たせば**更なる特例**を付与。

集中監視システムの導入

70%
以上

第一号認定液化石油ガス販売事業者（ゴールド保安認定事業者）

①業務主任者の
選任基準の緩和

②緊急時対応の
要件の緩和

③点検・調査頻度
の一部緩和

50%
以上

第二号認定液化石油ガス販売事業者（保安認定事業者）

②緊急時対応の
要件の緩和

- ① 業務主任者の選任基準の緩和
基準となる消費者数から2 / 3を減じる。
- ② 緊急時対応の要件の緩和
原則30分到着要件を、40 km内であれば満たすとする。
- ③ 定期供給設備点検・定期消費設備調査の一部の頻度の緩和
一部の機器について、4年の頻度を10年に緩和する。

第一号認定の追加要件

★集中監視システムを導入する消費者について、以下のいずれかに該当すること

- C O 警報器が設置され、C O 警報器連動遮断である。
- 湯沸器、ふろがま、ストーブの燃焼器全てに不完全燃焼防止装置が付けられている。
※業務用消費者は全ての燃焼器が対象。
- 湯沸器、ふろがま、ストーブの燃焼器全てが屋外に設置している。

- 緊急時対応の更なる緩和
6.0 km以内を同要件に適合しているとみなす。
- 点検・調査頻度の更なる緩和
4年に1回以上の頻度を5年に1回以上とする。